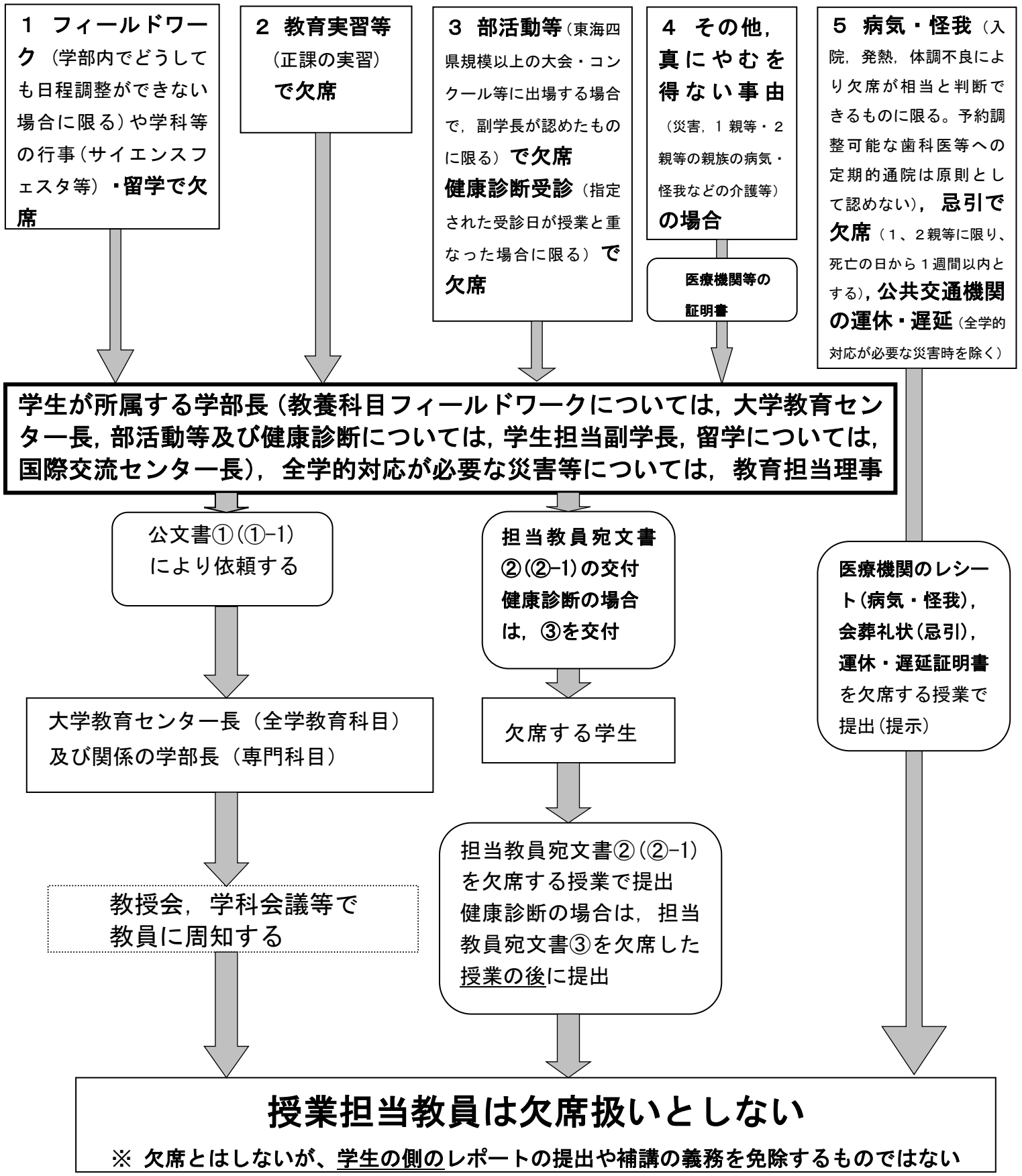


# フィールドワーク等で授業を欠席する場合のマニュアル



1 フィールドワーク (学部内でどうしても日程調整ができない場合に限る)や学科等の行事(サイエンスフェスタ等)・留学で欠席

2 教育実習等 (正課の実習)で欠席

3 部活動等(東海四県規模以上の大会・コンクール等に出場する場合、副学長が認めたものに限る)で欠席  
健康診断受診(指定された受診日が授業と重なった場合に限る)で欠席

4 その他, 真にやむを得ない事由 (災害, 1 親等・2 親等の親族の病気・怪我などの介護等)の場合

医療機関等の証明書

5 病気・怪我 (入院, 発熱, 体調不良により欠席が相当と判断できるものに限る。予約調整可能な歯科医等への定期的通院は原則として認めない), 忌引で欠席 (1, 2 親等に関し、死亡の日から 1 週間以内とする), 公共交通機関の運休・遅延 (全学的対応が必要な災害時を除く)

学生が所属する学部長 (教養科目フィールドワークについては, 大学教育センター長, 部活動等及び健康診断については, 学生担当副学長, 留学については, 国際交流センター長), 全学的対応が必要な災害等については, 教育担当理事

公文書①(①-1)により依頼する

担当教員宛文書②(②-1)の交付  
健康診断の場合は, ③を交付

医療機関のレシート(病気・怪我), 会葬礼状(忌引), 運休・遅延証明書を欠席する授業で提出(提示)

大学教育センター長 (全学教育科目) 及び関係の学部長 (専門科目)

欠席する学生

教授会, 学科会議等で教員に周知する

担当教員宛文書②(②-1)を欠席する授業で提出  
健康診断の場合は, 担当教員宛文書③を欠席した授業の後に提出

**授業担当教員は欠席扱いとしない**  
※ 欠席とはしないが、学生の側のレポートの提出や補講の義務を免除するものではない  
※ 欠席扱いとしない回数は、原則として、全体で授業の 1/5 (通常授業で 3 回) までとする。